

改正案	現行																								
<p><b>建築基準法第56条の2第1項ただし書き許可の一括同意基準</b></p>	<p><b>建築基準法第56条の2第1項ただし書き許可の一括同意基準</b></p>																								
<p><b>第1 目的</b></p> <p><u>この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第56条の2第1項ただし書に規定する建築審査会の同意に関し必要な事項を定めることにより、手続の簡素化、迅速化を図ることを目的とする。</u></p>	<p style="text-align: right;">制定 平成25年1月4日</p> <p><u>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第56条の2第1項ただし書きの規定における許可のうち、法第3条第2項の規定に基づき、法第56条の2の適用を受けないものの増築を行う場合で、既存建築物を含めた日影時間について、吹田市建築基準法施行条例第2条に規定する日影時間を超えている部分の増加（増築により平均地盤面が変わることに起因する増加を除く。）がなく、増築を行う部分の建築物について、次の各号のいずれかに該当する場合は、吹田市建築審査会の同意を得たものとする。</u></p>																								
<p><b>第2 基準</b></p> <p><u>適用範囲は、法第56条の2の規定について法第3条第2項に該当し、かつ同条第3項第5号に該当しない場合における敷地又は既に法第56条の2第1項ただし書の許可を受けた建築物の敷地と同一敷地内で建築物の増築、大規模の修繕、大規模の模様替、移転及び一部の改築に関する工事（以下、「増築等」という。）を行う場合で、周囲の居住環境を害するおそれがないと認められるもののうち、次の各号のいずれにも該当する建築物とする。</u></p> <p>(1) <u>法第56条の2第1項本文の規定に適合しない日影の部分は、基準時に存する既存建築物のみによるものであること。</u></p> <p>(2) <u>増築等を行う部分については法第56条の2第1項本文の規定に適合すること。その際の平均地盤面は増築等を行う部分のみによるものとする。</u></p> <p>(3) <u>増築等を行うことにより、既存建築物を含めた日影時間が吹田市建築基準法施行条例第2条に規定する日影時間を超えている部分の増加がないこと。ただし、その部分の増加が平均地盤面の変化による計算上の増加である場合はこの限りでない。</u></p> <p>(4) <u>法第56条の2第1項本文の規定に適合しない日影を生じさせている既存建築物以外の建築物の増築等であること。</u></p>	<p>1 <u>増築を行う部分の建築物の高さが、法別表第4（は）欄の各項に掲げる高さ（2の項、3の項及び4の項にあっては、吹田市建築基準法施行条例第2条で指定したもの）を超えないもの</u></p> <p>2 <u>増築を行う部分の建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に、法別表第4（は）欄の各項に掲げる高さ（2の項、3の項及び4の項にあっては、吹田市建築基準法施行条例第2条で指定したもの）の水平面に生じさせる日影の形状が敷地境界線を超えない建築物であって、法別表第4（ろ）欄の各項に掲げるもの以外のもの</u></p> <p><u>なお、この基準に基づき許可した場合、特定行政庁は速やかに吹田市建築審査会に報告するものとする。</u></p>																								
<p><b>第3 建築審査会の同意</b></p> <p><u>この基準に適合したものについては、吹田市建築審査会の同意を得たものとみなす。</u></p>	<p><b>審査会用資料（15部作成）</b></p> <p>申請用図書を元に設計者名等不必要な情報を削除し、以下の注意点を確認して審査会用資料を作成して下さい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面名称</th> <th>縮尺</th> <th>注意事項</th> <th>用紙サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附近見取図</td> <td>1/2500</td> <td></td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>建物用途別現況図</td> <td>1/2500</td> <td></td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>配置図</td> <td>(適宜)</td> <td></td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>時刻日影図</td> <td>(適宜)</td> <td></td> <td>A4</td> </tr> <tr> <td>等時間日影図</td> <td>(適宜)</td> <td>・制限を超える部分の面積を記載</td> <td>A4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 日影図は、「現況」、「増築後」、「増築後（平均地盤を現況地盤に固定したもの）」及び「増築棟のみ（一括同意基準1の項に該当する場合は不要）」を作成して下さい。</p> <p>※ その他、市長が必要と認める図書を求める場合があります。</p>	図面名称	縮尺	注意事項	用紙サイズ	附近見取図	1/2500		A4	建物用途別現況図	1/2500		A4	配置図	(適宜)		A4	時刻日影図	(適宜)		A4	等時間日影図	(適宜)	・制限を超える部分の面積を記載	A4
図面名称	縮尺	注意事項	用紙サイズ																						
附近見取図	1/2500		A4																						
建物用途別現況図	1/2500		A4																						
配置図	(適宜)		A4																						
時刻日影図	(適宜)		A4																						
等時間日影図	(適宜)	・制限を超える部分の面積を記載	A4																						
<p><b>第4 建築審査会への報告</b></p> <p><u>この基準に基づき許可したときは、特定行政庁は速やかに吹田市建築審査会に報告するものとする。</u></p>																									
<p><b>附 則</b></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この基準は、平成25年 1月 4日から施行する。</u></p> <p>改正 <u>この基準は、令和 4年 月 日から施行する。</u></p>																									

改正案	現行																								
<p data-bbox="359 268 736 302">審査会用資料（15部作成）</p> <p data-bbox="359 317 1418 390">申請用図書を元に設計者名等不必要な情報を削除し、以下の注意点を確認して審査会用資料を作成して下さい。</p> <table border="1" data-bbox="359 401 1418 678"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 401 611 447">図面名称</th> <th data-bbox="617 401 765 447">縮尺</th> <th data-bbox="771 401 1243 447">注意事項</th> <th data-bbox="1249 401 1418 447">用紙サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 451 611 497">附近見取図</td> <td data-bbox="617 451 765 497">1/2500</td> <td data-bbox="771 451 1243 497"></td> <td data-bbox="1249 451 1418 497">A4 又は A3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 501 611 548">建物用途別現況図</td> <td data-bbox="617 501 765 548">1/2500</td> <td data-bbox="771 501 1243 548"></td> <td data-bbox="1249 501 1418 548">A4 又は A3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 552 611 598">配置図</td> <td data-bbox="617 552 765 598">(適宜)</td> <td data-bbox="771 552 1243 598"></td> <td data-bbox="1249 552 1418 598">A4 又は A3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 602 611 648">時刻日影図</td> <td data-bbox="617 602 765 648">(適宜)</td> <td data-bbox="771 602 1243 648"></td> <td data-bbox="1249 602 1418 648">A4 又は A3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 653 611 699">等時間日影図</td> <td data-bbox="617 653 765 699">(適宜)</td> <td data-bbox="771 653 1243 699">・制限を超える部分の面積を記載</td> <td data-bbox="1249 653 1418 699">A4 又は A3</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="359 688 1418 852">(1) 日影図は、「基準時（又は前回許可時）<sup>*</sup>」、「増築後」、「増築後（基準時（又は前回許可時）の平均地盤に固定したもの）」及び「増築棟のみ（法別表第4（ろ）欄の各項に掲げる建築物以外の建築物（4の項にあつては、吹田市建築基準法施行条例第2条で指定したものは不要）」を作成して下さい。</p> <p data-bbox="463 867 1418 1073">※ 基準時（又は前回許可時）：法第3条第2項に該当し、かつ同条第3項第5号に該当しない場合における敷地については基準時、法第56条の2第1項ただし書の許可を受けた敷地については前回許可時とする。なお、基準時（又は前回許可時）から除却されている建物の部分（本許可の対象となる改築又は移転に係る部分を除く。）は無いものとして測定するものとする。</p> <p data-bbox="359 1087 1130 1121">(2) その他、市長が必要と認める図書を求める場合があります。</p>	図面名称	縮尺	注意事項	用紙サイズ	附近見取図	1/2500		A4 又は A3	建物用途別現況図	1/2500		A4 又は A3	配置図	(適宜)		A4 又は A3	時刻日影図	(適宜)		A4 又は A3	等時間日影図	(適宜)	・制限を超える部分の面積を記載	A4 又は A3	
図面名称	縮尺	注意事項	用紙サイズ																						
附近見取図	1/2500		A4 又は A3																						
建物用途別現況図	1/2500		A4 又は A3																						
配置図	(適宜)		A4 又は A3																						
時刻日影図	(適宜)		A4 又は A3																						
等時間日影図	(適宜)	・制限を超える部分の面積を記載	A4 又は A3																						